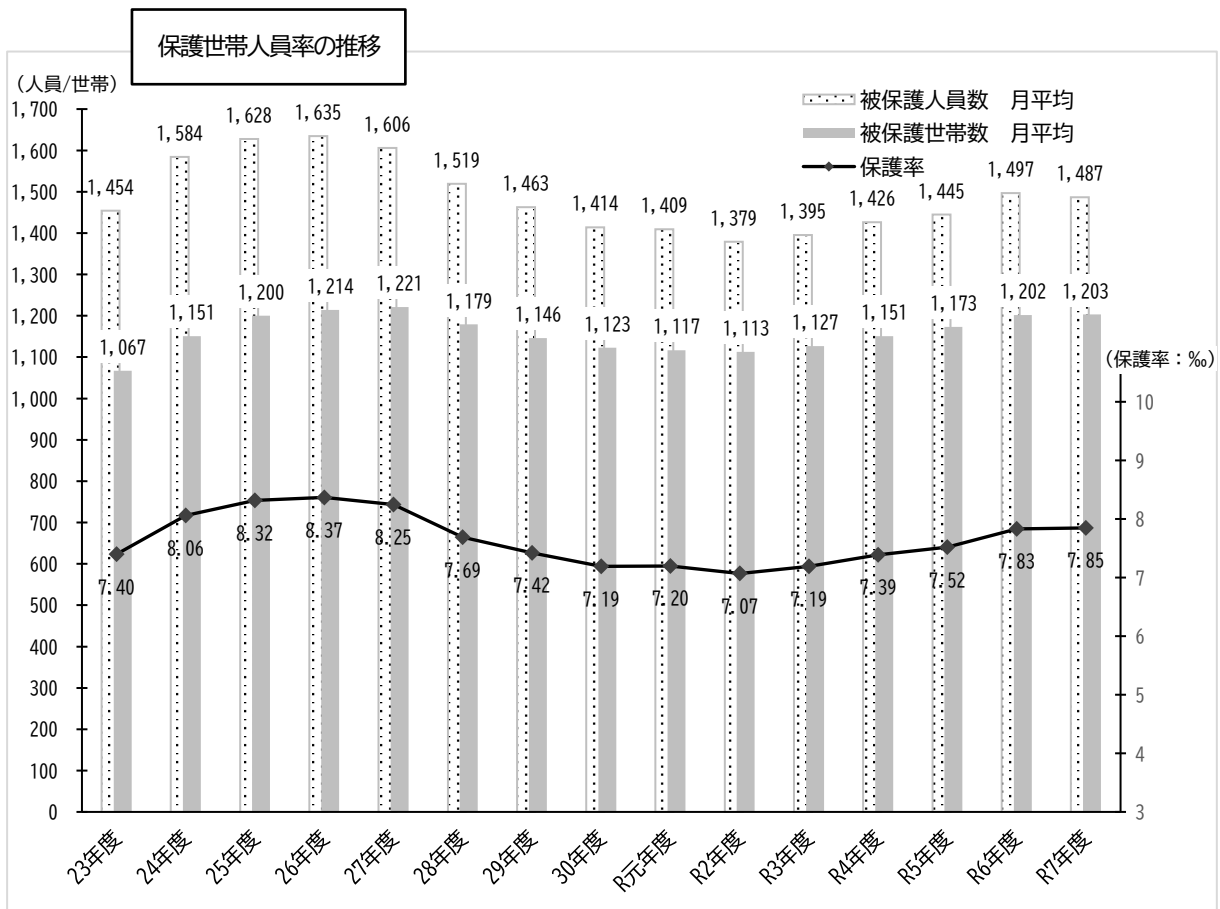


2. 生活保護

生活保護法は憲法第 25 条に基づいて、生活に困窮するすべての国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を維持するための保障水準を定め、要保護者も自己の資産のすべてを活用し、又自己の能力の最善をつくしてもなお最低限度の生活が維持できない場合に充たし得ない部分の扶助を受け、生活の向上を図りつつ自立を助長することを目的としています。

山口市における生活保護の状況は、令和 8 年 3 月末現在、被保護世帯 1,218 世帯、被保護人員 1,515 人で、人口 1,000 人当たりでは、8.02 人となっています。



保護には次の 8 種類があり、被保護者の最低限度の生活を維持するために、必要に応じ、扶助が行われます。(法第 11 条)

- 1)生活扶助 衣食の費用や光熱費、日用品費など個人や世帯が日常生活を営むうえで必要な経費について、原則、金銭給付により行います。また妊産婦や高齢者、障害者、施設入居者など、個人または世帯の事情に応じて生じた必要を満たすための加算や出生、入学、入退院時など臨時的な需要のための各種扶助があります。

- 2)教育扶助 義務教育修学に伴い、児童生徒が必要な学用品や通学用品、正規の教材、学校給食費などの費用について、原則、金銭給付により行います。
- 3)住宅扶助 借家、借間、借地の家賃等相当額、また最低限度の生活を維持する上で必要とされる家屋補修や修理の費用について、原則、金額給付により行います。
- 4)医療扶助 診察や処置、入院または在宅での療養、薬剤または治療材料など必要な医療費について、原則、現物給付により行います。
- 5)介護扶助 要介護者および要支援者に対してケアプランに基づき行われる介護及び介護予防に係る経費、福祉用具の給付や住宅改修、移送の経費について、原則、現物支給により行います。
- 6)出産扶助 分娩の介助に必要な措置および衛生材料費について、原則、金額給付により行います。
- 7)生業扶助 個人や世帯の収入の増加、自立の見込みがある場合、必要な資金や設備、また技能習得や就職のために必要な経費について、原則、金額給付により行います。高等学校修学に必要な費用も生業扶助として給付されます。
- 8)葬祭扶助 検案並びに葬祭に必要な経費について、原則、金銭給付により行います。

山口市の年度別扶助費の状況

(単位 千円)

年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費
H17	463,686	134,101	6,491	29,137	751,718	682	2,864	636	61,417
H18	503,632	142,625	6,956	23,113	828,549	627	2,760	2,167	73,688
H19	506,850	151,391	5,980	22,466	904,574	249	3,471	1,206	76,138
H20	563,033	171,951	6,257	25,726	1,006,624	694	3,907	1,983	74,235
H21	641,590	206,652	12,324	28,977	1,095,226	1,497	5,609	2,698	68,819
H22	708,766	225,713	14,885	38,017	1,159,358	592	4,046	2,064	70,557
H23	748,986	242,820	16,880	44,754	1,132,859	2,120	6,448	3,815	71,091
H24	801,299	269,726	16,937	45,388	1,281,369	1,791	7,214	5,462	75,059
H25	799,933	285,838	17,947	47,307	1,307,190	2,637	7,142	1,799	69,492
H26	818,879	289,795	17,581	59,818	1,320,668	964	8,385	3,834	65,139
H27	771,256	291,368	15,800	55,716	1,395,015	1,388	7,054	4,525	65,480
H28	730,122	282,093	12,694	51,763	1,298,470	2,663	7,386	5,045	70,103
H29	683,506	275,170	12,092	59,478	1,332,162	1,560	5,408	3,337	77,641
H30	644,115	267,684	10,352	58,741	1,266,410	1,972	5,956	4,424	82,511
R元	616,213	265,521	9,550	55,732	1,262,728	727	5,677	2,895	82,253
R 2	591,985	266,163	8,804	56,302	1,334,853	0	5,101	2,505	84,879
R 3	606,957	271,454	9,664	52,088	1,332,961	1,609	5,266	2,462	82,375
R 4	634,647	285,827	8,625	51,755	1,298,689	1,123	5,147	1,657	83,302
R 5	654,235	291,068	8,203	57,904	1,285,861	1,682	4,006	2,778	89,465
R 6	667,592	297,058	7,577	66,110	1,430,474	897	4,133	1,591	107,557
R 7	670,427	300,876	10,516	69,353	1,359,002	2,104	3,915	2,625	110,571

〈 最低生活費の体系 〉

最低生活費	第1類	個人単位の経費（食費・被服費等）		
	第2類	世帯単位の経費（光熱費・家具什器等）＋地区別冬季加算（11月～3月）		
	入院患者日用品費		病院又は診療所に入院している被保護者の一般生活費	
	介護施設入居者基本生活費		介護施設に入所している被保護者の基本生活費	
	生活扶助	各種加算	妊産婦加算	妊婦及び産後6ヶ月までの産婦に対する栄養補給に対応
			障害者加算	身体障害者手帳1級、2級及び3級の身体障害者もしくは国民年金法別表1級及び2級の障害者等に対する特別需要に対応
			在宅患者加算	結核又は3ヶ月以上の治療を必要とする在宅の傷病者で栄養補給が必要な者に対応
			放射線障害者加算	原爆被爆者で重度の障害を有する者に対する特別需要に対応
			児童養育加算	18歳以下の児童を養育する者の特別需要に対応
			介護施設入所者加算	基本生活費が算定されている介護施設入所者で、障害者加算が算定されない者に対応
			介護保険料加算	介護保険1号被保険者で、保険料を普通徴収の方法で納付する者に対応
			母子加算	18歳以下の児童を養育するひとり親世帯の特別需要に対応
	期末一時扶助	年末（12月）における特別需要に対応		
	一時扶助	新規開始時、出生、入学、入退院時等に際して、必要不可欠な物資を欠いており、かつ緊急やむを得ない場合に限って支給する。		
	住宅扶助	家賃・間代、地代	借家・借間の場合の家賃、間代等又は自己所有の住居に対する土地の地代等	
		住宅維持費	現に居住する家屋の補修又は建具、水道設備等の従属物の修理のための経費	
	教育扶助	一般基準＋学校給食費＋通学交通費＋教材代＋学習支援費		
	医療扶助	国民健康保険及び後期高齢者医療の治療方針・診療報酬の例による。		
	出産扶助			
	生業扶助	生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代	
		技能修得費	生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費、高等学校等就学費	
		就職支援費	就職のため直接必要とする洋服類、履物類の購入費用	
	葬祭扶助			
介護扶助	要介護者（居宅介護（支援計画に基づくものに限る）、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送）			
	要支援者（居宅介護（支援計画に基づくものに限る）、介護予防福祉用具、介護予防住宅改修及び移送）			
勤労控除	基礎控除	勤労に伴う必要な経費に対応するとともに勤労意欲の増進と自立を助長		
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した場合の特別の経費に対応		
	20歳未満控除	20歳未満の者の需要に対応するとともに本人及び世帯員の自立を助長		
	実費控除	通勤費、所得税等勤労に伴う必要な実費		

☆保護の要否判定

世帯の最低生活費の合計と収入充当額を比較

最低生活費 > 収入充当額 = 保護要

最低生活費 < 収入充当額 = 保護否

☆最低生活費の計算 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)

- ① 生活扶助基準額 (第1類)
- ② 生活扶助基準額 (第2類)
- ③ 加算額
- ④ 教育扶助
- ⑤ 住宅扶助
- ⑥ 生業扶助
- ⑦ 医療扶助 (実費)
- ⑧ 介護扶助

生活扶助基準額 (1・2類額) ①+②の算定方法は下記のとおりです。

[第1類・第2類の合計額の計算式]

= A + B + C

A : 各世帯員の第1類基準額の合計額 × 逓減率 + 第2類基準額

B : 世帯人員別毎の各世帯員の経過的加算額の合計額

C : 各世帯員の特例加算の合計額 (世帯員数 × 1,000)

☆収入充当額の計算 (①-②-③)

- ① 収入
- ② 勤労控除
- ③ 必要経費

保 護 の 基 準

級 地 区 分 山 口 市 2 級 地 一 1
 冬 季 加 算 区 分 // VI 区

生活保護法による保護基準額一覧表

第 1 類

年代別	基準額
0~2	41,460
3~5	41,460
6~11	43,200
12~17	45,820
18~19	43,640
20~40	43,640
41~59	43,640
60~64	43,640
65~69	43,200
70~74	43,200
75~	37,100

第 2 類

世帯 人員別	基準額	冬季 加算
1 人	27,790	2,630
2 人	38,060	3,730
3 人	44,730	4,240
4 人	48,900	4,580
5 人	49,180	4,710
6 人	55,650	5,010
7 人	58,920	5,220
8 人	61,910	5,380
9 人	64,670	5,560
+1 人毎	2,760	180

逓減率

世帯 人員別	率
1 人	1.0000
2 人	0.8700
3 人	0.7500
4 人	0.6600
5 人	0.5900
6 人	0.5800
7 人	0.5500
8 人	0.5200
9 人	0.5000
10 人 以上	0.5000

期末一時扶助

世 帯 人 員 別	扶助額
1 人	13,190
2 人	21,510
3 人	22,160
4 人	24,930
5 人	25,980
6 人	29,550
7 人	31,400
8 人	33,240
9 人	34,820
+1 人毎	1,580

経過的加算

年齢/人数	2 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上
0~2	0	0	1,220	0	0	0	0	0
3~5	0	0	0	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0	290	250
12~17	0	190	1,910	1,490	2,690	3,960	4,830	4,790
18~19	0	1,630	3,200	2,750	3,880	5,100	5,920	5,880
20~40	0	240	1,880	1,430	2,560	3,780	4,600	4,560
41~59	0	0	340	0	1,030	2,240	3,070	3,030
60~64	0	0	0	0	0	730	1,550	1,510
65~69	0	0	0	0	0	960	1,770	1,730
70~74	0	0	0	0	0	0	0	0
75~	320	0	0	0	360	1,380	2,080	2,040

※単身と3人世帯の場合は、経過的加算はつかないため省略しております。

救 護 施 設 等		
施 設 種 別	基 準 額	冬季加算額 (11月から3月まで)
救護施設及びこれに準ずる施設	65,680 円*	Ⅵ区 2,050 円
更生施設及びこれに準ずる施設	69,580 円*	

※1級地

期末一時扶助費 (12月)		移 送 費 (生活扶助)
居 宅	救護施設等	移送のために必要な最小限度の額
(別表)	5,200 円*	

※1級地

障 害 者 施 設 入 所 者 の 基 準 生 活 費	
基 準 額	
食費及び移住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	

介 護 施 設 入 所 者 基 本 生 活 費	
基 準 額	冬季加算額 (11月から3月まで)
10,120 円以内	Ⅵ区 1,030 円

加		算						
妊婦	妊娠6か月未満		妊娠6か月以上					
	9,350 円		14,120 円					
産婦	8,690 円							
障害者	① 身体障害者手帳1、2級又は国民年金法(障害年金1級)	身体障害者手帳3級又は国民年金法(障害者年金2級)	特別児童扶養手当の支給対象程度の障がいがあり、常時介護を必要とする者(施設入所者を除く)	①に該当する者を、同一世帯の者が常時介護をする場合	他人の介護人をつけるための費用を要する場合			
		在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	一般基準	特別基準	
	円	円	円	円	円	円		
	25,540	22,850	17,020	15,230	16,100 円 R8.7.1~16,560 円	13,490 円 R8.7.1~13,890 円	75,820	113,740
在宅患者	13,590 円							
放射線障害者	①原子爆弾被爆者の認定(要知事認定)を受けた者で負傷、疾病の者又は放射線を多量に浴びた患者(起因について厚生労働大臣認定必要)		原子爆弾被爆者の認定(要知事認定)を受けた者で負傷、疾病の者で①に該当しない者又は放射線を多量に浴びた患者であって、厚生労働大臣の認定を受けた者					
	49,120 円		24,560 円					
児童養育	高等学校修了前	10,190 円						
	経過的加算 1人につき4,330 円	①4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童						
		②3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童						
③第3子以降の児童のうち、3歳以上であって小学校修了前の者		(介護施設入所者基本生活費が算定され、母子加算又は障害者加算が算定されていない者)						
介護施設入所者加算	10,120 円以内							
介護保険料加算	介護保険料実費							
母子	児童1人		児童が2人の場合に加える額		児童が3人以上1人を増すごとに加える額			
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所		
	17,400 円	19,820 円	4,400 円	1,600 円	2,700 円	790 円		

※ 母子加算に係る経過的加算

3人世帯	0~5歳	6~11歳	12~14歳	18~19歳
	0	3,200	3,200	3,200

5人以上の世帯	0~14歳	18~19歳
	3,200	3,200

4人世帯	0~2歳	3~14歳	18~19歳
	3,200	3,200	3,200

入院患者日用品費	
基準額	冬季加算額(11月から3月まで)
23,670円以内	Ⅵ区 1,030円

一時扶助							
被服費	布団類	再生1組につき		15,300円	家具器類	一般	36,700円
		新規1組につき		22,500円		特別基準	58,400円
						暖房器具	31,000円
						冷房器具	78,000円
	災害により失った布団類等	2人世帯まで	夏季	22,500円	入学準備金	小学校入学時	91,600円
			冬季	40,300円		中学校入学時	101,000円
		4人世帯まで	夏季	42,800円	配電設備費、水道、井戸、下水道設備、液化石油ガス設備費	一般基準	136,000円
			冬季	68,200円		特別基準	204,000円
		5人世帯まで	夏季	55,000円	家財保管料	14,000円	
			冬季	86,800円		家財処分料 実費	
	5人世帯以上1人を増すごとに	夏季	8,000円	検診	文書料	(特)4,720円	
		冬季	11,900円		文書料(自立支援医療の申請)	3,000円	
					障害認定に係るもの	(特)6,090円	
	平常着(開始時等)		15,800円	要保護世帯向け長期生活支援資金を利用することに伴って必要となる不動産鑑定費用等		実費	
	小学校第4学年進級時の学童服		15,800円				
出産準備被服費		58,400円	※夏季(4月~9月) ※冬季(10月~3月)				
入院の際の寝巻等		4,900円					
紙おむつ等		26,400円					

教育扶助	一般基準	基準額	小学校	3,400円	中学校	5,300円
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額			
		学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額			
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額			
	学習支援費(年間上限)	小学校	16,400円	中学校	59,800円	
	特別基準	学級費等	小学校	1,170円以内	中学校	1,250円以内
		災害時等の学用品費の再支給	小学校	15,200円以内	中学校	23,600円以内
校外活動参加費		必要最小限度の額				

住宅扶助	家賃・間代等(月額)	住宅維持費(年額)	敷金等		
	一般基準	13,000円以内	136,000円以内		
特別基準	単身世帯	31,000円以内 (ただし床面積により減額する場合あり)	204,000円以内 局第7の4の(2)のイ	単身世帯	120,000円以内
	2人世帯	37,000円以内		2人世帯	129,000円以内
	世帯員3人~5人	40,000円以内		3人世帯	141,000円以内
	世帯員6人	43,000円以内		4人世帯	150,000円以内
	世帯員7人以上	48,000円以内		世帯員5人~6人	159,000円以内
			世帯員7人以上	168,000円以内	

医療扶助	指定医療機関等において診察を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診察報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
	薬剤又は治療材料に係る費用 (上記の費用に含まれる場合を除く)	25,000円以内の額
	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額
	治療材料費	国民健康保険の療養費の例の範囲 障害者総合支援法の規程に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準の範囲

介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する生活保護法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額

出産扶助	一般基準	336,000円以内	施設分娩(加算)		衛生材料費(加算)
			8日以内の入院料の実費		6,300円以内
	特別基準	出産予定日の急変等 388,000円以内	双生児	一般基準	出産予定日の急変等
				672,000円以内	776,000円以内

生業扶助	一般基準	生業費		47,000円以内	
		技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く)		92,000円以内
			高等学校等就学費	基本額(月額)	7,300円
				教材代	正規の授業で使用する教科書等の購入又は利用に必要な額
				授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
				入学金	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額
				入学考査料(原則2校まで)	30,000円以内(1校あたり)
				通学のための交通費	通学日必要な最小限度の額
				学習支援費(年間上限)	101,000円
		就職支度費		35,000円以内	
		特別基準	生業費		78,000円以内
			技能修得費(高等学校等就学費を除く)		154,000円以内 ・技能習得手当が基準額を上回る額 ・更生訓練費等が基準額を上回る額

葬祭扶助	一般基準	大人	222,000円以内	小人	177,600円以内
		<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費が基準額を超え、火葬料が大人600円小人500円を超える場合、当該超える額を基準額に加算 ・葬祭費が基準額を超え、自動車料金その他死体の運搬料が19,220円を超える場合、9,240円を限度として当該超える額を加算 			
	特別基準	<ul style="list-style-type: none"> ・小人について小人の基準額を超える場合、大人の基準額を適用 ・法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合、1,000円を加算 ・死亡診断又は死体検案に要する費用が5,350円を超える場合、当該超える額を加算 ・火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するための特別な費用の実費加算 			

基礎控除	最多収入者	2人目以降
	※ 36,400円以内	※ 30,940円以内

※収入が231,000円から4,000円増加するごとに1人目については400円、2人目については340円を控除額に加算する。

その他の勤労控除	新規就労 (6か月間)	12,900円
	20歳未満	11,900円

参 考

山口県内

級 別 地	市 名	冬季加算級地区分
2級地-1	山口市 下関市	VI 区
2級地-2	宇部市 周南市 防府市 岩国市	
3級地-1	萩市 下松市 山陽小野田市 光市 長門市 柳井市 美祢市	

※ 市のみ記載

生活保護法最低生活保護基準（月額）の具体的事例

（2級地－1）（単位 円）

世帯種別	3人世帯の例
世帯構成	33歳男 29歳女 4歳子
生活扶助額	145,790
加算額	10,190 (児童養育加算1人)
住宅扶助費 (最高限度額)	40,000
最低生活費	195,980
就労収入 +	80,000 +
児童手当	10,000
基礎控除	21,600
世帯支給額	127,580

世帯種別	1人世帯（在宅）の例
世帯構成	70歳女
生活扶助額	72,490
加算額	0
住宅扶助費 (限度額)	31,000
最低生活費	103,490
年金収入	45,000
基礎控除	0
世帯支給額	58,490